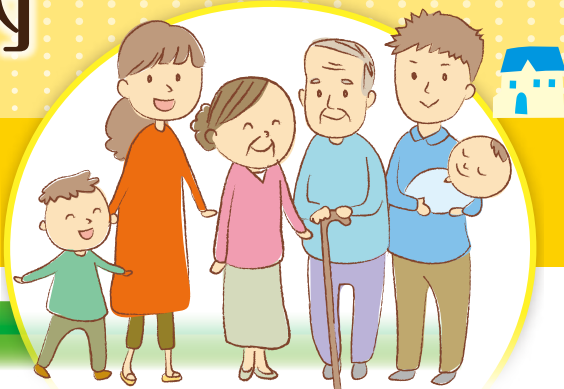


平成27年度

# 石川県三世代ファミリー同居・近居 促進事業補助金のご案内

親子と祖父母が近くで暮らす、子育てのしやすい環境の拡大を目的に、県と市町が連携して、新たに三世代での同居や近居を始めるための住宅の取得に要する費用の一部を助成します。



## 要件

### 対象者

新たに親子と祖父母の三世代で同居や近居を始めるため、住宅の新築や購入、増改築、改修（以下、新築等と言います。）を行った方  
（平成27年12月末日までに住民登録を変更の上、三世代同居・近居を始めた方に限ります。）

### 対象住宅

- 平成27年4月1日以降に新築等の契約を締結した住宅
- 所有者が三世代同居・近居を行う世帯員である住宅
- 新築等に要した費用が100万円以上である住宅

### 補助金額

三世代での同居・近居に対する補助 最大 30万円  
石川県外から転入して三世代同居・近居を始める場合は、別途加算があります。

※要件は、市町によって異なる場合がございますのでご注意ください。

## 各市町の実施状況

この補助事業を実施している市町の情報は、このチラシの裏面をご覧ください。  
また、県のホームページでもお知らせいたします。

## 補助金の申込

補助金の申込は各市町にて受け付けます。申込手続や必要書類については、各市町の担当窓口にてご確認ください。

平成27年度の  
申込期限は  
平成28年1月4日  
です！

## 注意事項

- 補助制度の内容（申込手続、補助金額、補助対象となる要件等）は各市町で異なる場合がございます。
- この補助金は予算の範囲内で助成するものです。申込後、抽選などによる選考が行われる場合がございますので、ご了承ください。

お問合せ先

石川県健康福祉部少子化対策監室 TEL076-225-1447

石川県HP <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/index.html>

※各市町の担当窓口は裏面をご覧ください。

石川県 三世代ファミリー同居・近居

検索

## 【この補助金での言葉の定義】

### \* 三世代とは

親子及び子どもの祖父母（祖父または祖母のどちらか一方の場合を含みます。）を言います。子どもの年齢は18歳未満とします。子どもを妊娠中の場合も親子とみなし、補助の対象とします。（ただし、市町が独自に要件を変更する場合があります。）

### \* 三世代での近居とは

親子と祖父母それぞれの住宅の間の直線距離が2km以内であることを言います。（ただし、市町が独自にさらに近い距離を設定する場合があります。）

### \* 新たに三世代同居・近居を始めるとは

親子または祖父母のどちらか、あるいは両方が住所（住民票に記載されている住所）を変更し、三世代で同居または近居を行うことを言います。

## 各市町の実施状況

市町名	補助金額	独自の補助要件	担当窓口
小松市	・同居、隣地 20万円 ・近居 10万円	・近居の範囲は概ね50m以内とします。 ・補助対象住宅は新築・購入・増改築に限り、居住面積が75㎡以上のものとします。（改修は不可） ※市外からの転入の場合は他制度の併用が可能です。詳しくは市窓口まで。	建築住宅課 電話:0761-24-8104
珠洲市	・30万円 ・県外からの転入の場合 15万円加算		福祉課 電話:0768-82-7747
加賀市	・30万円	対象者は、加賀市内に住所のある方に限ります。 ※市外からの転入の場合は、移住住宅取得助成事業が活用できる場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。	子育て支援課 電話:0761-72-7855
羽咋市	助成額や補助要件については市窓口までお問い合わせください。		地域整備課都市計画係 電話:0767-22-9645
白山市	・30万円 ・県外からの転入の場合 15万円加算	白山市が実施する他の定住促進事業との併用はできません。	人口問題対策室 電話:076-274-9568
能美市	・30万円 ・県外からの転入の場合 15万円加算	・近居の範囲は隣地に限ります。 ・親世代の年齢は45歳未満とします。	企画振興課地域振興室 電話:0761-58-2212
津幡町	・30万円 ・県外からの転入の場合 15万円加算	・近居の範囲は50m以内とします。（町の定義では「準同居」） ・平成27年7月1日以降に新築等の契約を行った住宅に限り、 ※現在、三世代同居している方も対象となる制度があります。詳しくは町窓口まで。	企画財政課 電話:076-288-2158
穴水町	・30万円 ・県外からの転入の場合 20万円加算		住民福祉課 電話:0768-52-3650
能登町	・30万円 ・県外からの転入の場合 15万円加算	近居の範囲は50m以内とします。	健康福祉課 電話:0768-72-2512

※上記の他にも、事業を実施する市町の状況について、随時、県のホームページ等でお知らせしていきます。